

# 告発通知

事件番号 平成25年(モ) 第166号

貴殿が以前、購入した違法わいせつ物(熟修正映像・児童ポルノ)の製造、販売に関与したグループが当団体と被害者女性及び親身見守の保護者の働きかけにより、平成25年10月に警視庁に摘発されました。

この度更なる拡大を防止する為、購入者に対しても被害者女性達の強い意向により事故証拠(購入履歴、金融機関履歴等)を提出し告発致します。

告発後、購入者に対し警視庁及び管轄警察署からの密宅捜査事情聴取の出頭要請を受ける事になります。

児童買春、児童ポルノ 禁止法第七条  
(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)  
児童ポルノを所持、製造、運搬、輸入、輸出した者。

## 刑法175条

1. 裸婦物所持、裸婦物購入(性器が露出している物)  
函函、電磁的記録に係る記録媒体、その他の物を頒布し又は公然と陳列した者は2年以下の懲役、若しくは250万円以下の罰金、若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。
2. 前項の物を所持し又は同項の電磁的記録を保管した者も同項と同様とする。

あなたの行為は法律に違反しています。  
正当な戒さる受けるのも、このような性犯罪への社会喚起となりますが、改心し被害者に対して反省の意思があるのならば告発を取り下げる事もできます。

告発を取り下げたい者は、当団体に必ずお電話にてご連絡下さい。  
連絡がなき場合、即時告発致します。

[児童や女性に対するこのような行為は非人道的で絶対許されません]

受付時間 月曜日～金曜日(土、日、祝日は除く)  
午前10時～午後5時

国民生活救済センター 顧問弁護士 城子 昌和

〒151-0071

東京都渋谷区本町3-8-7-103

TEL. 03-RRR5-5225

所在地  
東京都  
渋谷区